路側式道路標識設置工事仕様書

第１章

１　適用範囲

この仕様書は、島根県警察本部において発注する道路標識設置工事（以下「工事」という。）に適用する。

２　関係法規等の遵守

工事の施工にあたっては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第３号）」（以下「標識令」という。）並びに『「交通規制基準」の改正について（平成30年警察庁丙規発第33号）』（以下「規制基準」という。）その他関係のある法令、規則、条例等を遵守すること。

３　疑義

工事の施工又は製作上不審の点及び設計図、仕様などに疑義があるとき、又は本仕様書に記載のないことについては、監督職員と協議し、その承諾を受けること。

４　施工

(1)　工事は全て本仕様書及び設計図に示された機能を完全に発揮させるように施工し、工事仕様書及び設計図に明記のない場合でも、当然必要な事項は、誠実に施工すること。

(2)　特許及び請負人、若しくは製作者固有の特殊な技術並びにその関連工事となる部分については、請負人は工事仕様書に示された目的及び結果に対し、設計製作又は施工上の全ての責任を負わなければならない。

５　工事着工時の提出書類

請負人は工事に着手するときは、あらかじめ着工届・工程表・現場代理人及び主任技術者等届、請負代金内訳書、下請人届及び施工体制台帳の写し（下請け人の該当がない場合を除く）を提出すること。

６　設計書

設計書の仕様を変えて施工しようとするとき及び本仕様書に定めるもの以外の材料を使用しようとするときは､施工前に監督職員の承諾を受けること。

７　他工事との取り合い等

(1)　他工事との取り合いとなる際は、監督職員の指示に従い、関係請負者において協議の上、工事の進捗に支障のないよう施工すること。

(2)　工事の施工に際し、他所管工作物等に障害、損傷を与え、若しくは、その虞がある場合、又は、第三者の生命、身体に危害を与えた場合は、速やかに処置し、事前又は事後に監督職員に報告すること。

８　工事材料の選定

工事に使用する材料は、支給のものを除き、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）に制定されているものは、これに適合したものを使用し、その他のものは監督職員の承諾を得た後、使用すること。

９　支給材料の授受

支給材料の品名、数量、引渡場所等については、別途指示する。

10　工事現場の管理

工事現場においては、交通の安全について、道路管理者及び管轄警察署と打合せを行うとともに、現場責任者を配置するなどの方法により、工事及び道路使用並びに交通の危険防止、その他工事現場の管理に万全を期さなければならない。

また、標識令、規制基準、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年建設省道路局長通知）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（平成18年道路局長通知、国道利37号・国道国防第205条）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、国道利38号・国道国防第206条）」及び「道路工事保安施設設置基準(案)（昭和47年建設省道路局国道第一課通知）」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。

11　是正勧告書等の報告義務

請負人は、施工中の工事に際し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された場合は、発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や是正勧告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。

12　許可申請等の手続き

請負人は工事に関して、次の手続きを行うこと。

(1)　所轄警察署長に対する道路使用許可申請手続

(2)　各管理者が定める届出

13　施工時の打ち合わせ等

工事のため、道路を掘削し、又は他所管の電柱又は工作物を使用する場合は、事前にそれぞれの関係者と打ち合わせを行い、その指示を受けた上、施工すること。

14　発生材の処理

工事施工に伴う既存施設の撤去品、その他により生じた発生材は、整理の上その調書を提出するとともに指定の方法により処分すること。

15　後片付け

工事完了に際しては、速やかに不要物を撤去し、後片付け及び清掃を行うこと。

16　保証

　標識板（封入プリズム・封入レンズ型)、標柱については５年以内（但し、カプセルプリズム・カプセルレンズ型は１０年、広角プリズム型（フルキューブ）は１２年）に請負人の責任による剥離、退色、腐食を生じた場合、工事については、工事完了後１年以内に材料構成部等の不良、あるいは工作の不完全に起因すると認定される事故を生じた場合には、定められた期限内に無償で新品と取り替えるか、あるいは修理するものとする。

17　竣工に伴う資料提出

　工事完了に際しては、竣工届・工事写真帳及びその他監督職員の指示する資料を速やかに提出すること。

18　検収

　島根県建設工事請負契約約款により行うこととする。

第２章　標識板及び柱

１　製作基準

道路標識の製作は標識令によるほか、契約書及び本仕様書に基づいて入念に製作するものとする。

２　材質、規格及び加工

工事に使用する材料はＪＩＳに適合、若しくはそれと同　等以上の品質のものを使用すること。

(1)　道路標識板

ア　材質

耐蝕アルミニウム合金板とし、基板はＪＩＳ，Ｈ４０００、Ａ５０５２Ｐの厚さ１．２ mm の１枚板とすること。

イ　規格

標識板の大きさは、別添１のほか標識令のとおりとする。

ウ　加工

(ｱ)　外縁加工

１０～１５ mm 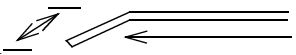 Ｒ＝１０～２０ mm

(ｲ)　裏面加工

耐蝕アルミニウム押出形材

ＪＩＳ，Ｈ４１００－Ａ６０６３Ｓの補強板とし、基板裏面に歪みを生じないようＭＩＧ溶接（アルゴン)、抵抗溶接（スポット）すること。

エ　反射材

(ｱ)　反射シート

反射シートは、封入プリズム型（封入レンズ型)、カプセルプリズム型（カプセルレンズ型）及び広角プリズム型（フルキューブ）とし、別添２の反射性能、別添３の色の基準に適合し、かつ、封入プリズム型（封入レンズ型）は７年、カプセルプリズム型（カプセルレンズ型）は１０年、広角プリズム型（フルキューブ）は１２年屋外にさらされても著しい色の変化、ひび割れ、剥がれが生じてはならず、反射性能は当初規格値の８０％以上（広角プリズム型（フルキューブ）は５０％以上）でなければならない。

(ｲ)　加工

反射シートの文字、記号等の図柄はシートメーカー指定の透明インクを使用して、シルクスクリーンプロセス法により印刷する。但し、特殊なレイアウトについては切り貼りができるものとする。

貼り付けは、ローラーアプリケーターやハンドローラーを用いて仮

貼り付け後、設定した温度で真空加熱圧着機を用いて貼り付ける。

貼り付けを行うに際しては、温度検査紙などを用いて完全な温度管理を行う。反射シートは完全に貼り付け、位置ずれ、歪み、しわ、ふくれ、色むら等がないこと。

(ｳ) 仕上げ

貼付け完了後、反射シート製造業者指定のクリヤスプレー又はロールコーティング法により塗装し十分に乾燥させること。ただし、反射材塗料の耐久性が保証期間を満たす場合はこの限りではない。

(ｴ) 標識板ステッカー

標識板（補助板も含む）の裏面には、次の様式により設置年月日等を記入したステッカー（耐久性のあるもの）を貼り付けるものとする。

（標識板）

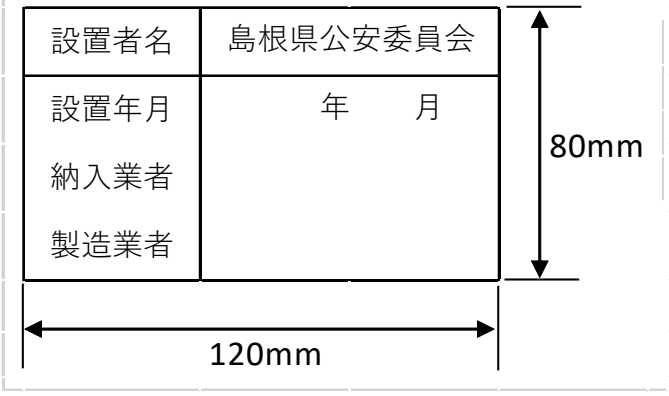

（補助板）

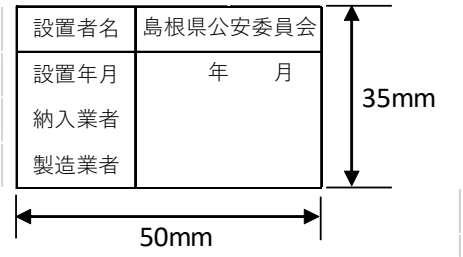

(2) 鋼管柱及び支柱

ア 鋼管柱

(ｱ) 柱の規格

鋼管柱については、ＪＩＳ,G3444一般構造用炭素鋼鋼管の直柱及び曲柱とし、寸法等については別添４のとおりとする。

なお、特区別のものについては発注の都度指示する。

(ｲ) 基材の表面処理

標識柱は前処理として完全に脱脂酸化物を除去し、フラックス処理により乾燥させた後、鋼管の表面に

１６０±２０ｇ／㎡

の亜鉛メッキを施したものを基本とし、これにエッチング又は、燐酸塩被膜を施し、白色メラミン樹脂塗料で下塗、中塗、上塗各１回の焼付塗装を行ったもの又は、静電粉体法により熱硬化ポリエステル系粉体塗装を均一（塗膜圧５０μ以上）に焼付塗装したものとする。

(ｳ)　その他

○　標識柱の上端には合成樹脂製キャップを強固に圧入するものとする。

○　標識柱には、下部から３００ mm のところに直径１５ mm のネカセ穴を開けておくこと。

○　標識柱には反射テープ(幅２０ mm)を路側柱の路面から１．０ｍの位置に貼付する。

○　反射テープの色別については、

緑色～平成３１年度
黒色～平成３２年度
黄色～平成３３年度
赤色～平成３４年度
青色～平成３５年度

の５色を５年で１サイクルとし、以降繰り返すものとする。

○　標識柱の裏面側は標識板と同様設置年月等を記載したステッカーを貼り付けるものとする。

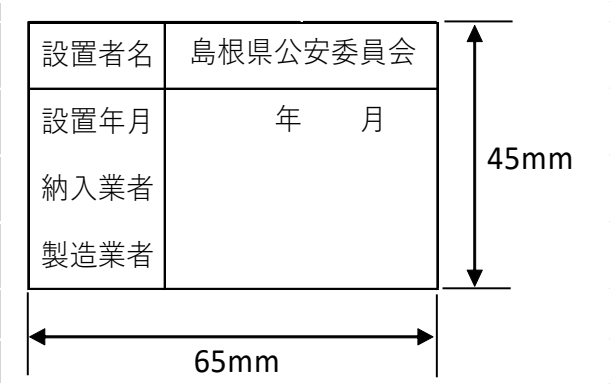

イ　支柱(短ポール)

支柱については耐蝕アルミニウム合金押出形材

ＪＩＳ，Ｇ３４４４－Ａ６０６３－Ｔ５

を使用し外径60.5φ、肉厚2.3㎜以上を用いること。

支柱の上下端にはアルミキャップ（下端外側キャップにあっては、水抜き穴を開けたもの）を強固に取り付けること。

３　金具類等

標識板取付金具、取付腕、電柱共架金具等の形状、材質、寸法、取付等は別添５のとおりとし、やむを得ずこれと異なるものを使用する場合は、事前に島根県警察本部の承認を受けるものとする。

なお、特殊なものについては発注の都度指示する。

第３章　建植工事等

１　土工事

(1)　障害物処理

ア　工事に支障となる障害物は、監督職員の指示によって処理すること。

イ　既存の電気工作物、給排水管、ガス管等の埋設物が露出する場合は、当該管理者の立会を求め、損傷しないようにすること。

(2)　掘削

掘削は次によるほか、道路管理者及び所轄警察署長の許可条件に従うこと。

ア　みぞ掘り又はつぼ掘りをし､原則としてえぐり掘りをしてはならない。

イ　掘上げ土は、交通の支障とならない場所に堆積し、拡散しないよう処置すること。

ウ　工事のため、路面の排水を妨げないようにすること。又、工事に支障を及ぼす雨水、湧水、溜まり水などは、第三者に支障を与えないよう排水すること。

エ　掘削は、所定の深さまで行い、石や突起物を取り除き床面を平坦にならし床固めとすること。

(3)　覆土及び埋め戻し

埋め戻し工事は、次によるほか道路管理者及び所轄警察署長の許可条件に従うこと。

ア　埋め戻しは掘削土をよく突き固め、非舗装路は衣土を盛って掘削前の路面と同じように締め固めること。

イ　舗装路面の復旧は、監督職員の特別の指示がない限り、コンクリート舗装とする。

(4)　残土処理

残土は現場に放置することなく速やかに処分すること。

２　コンクリート工事

(1)　型枠

コンクリート工事については､原則ダンボール等の型枠を使用すること。

(2)　打ち込み

流し込んだコンクリートはよく突き固めること。

(3)　養生

コンクリート打ち込み後は、急激な温度変化（特に低温）及び衝撃等の有害な影響を受けないように保護しなければならない。

３　基礎工事

基礎工事は次によるほか、別添６によるものとする。

(1)　基礎砕石

所定の深さに掘り下げ、床面を平坦にならし、砕石を敷き並べ十分締め固めながら、所定の厚さに仕上げること。

(2)　基礎コンクリート工

基礎砕石工を施した後、２（コンクリート工事）に準じて基礎コンクリート工を施すこと。

(3)　丘打ち基礎

基礎は上記の現場打ちのほか、別添６の基礎と同程度の大きさ（円形基礎可）の丘打ち（二次製品）基礎を使用することができるものとする。ただし、この場合もねかせを必ず入れること。

４　道路標識設置工事

(1)　建植位置

標識柱の建植位置は、設計図によるほか詳細については、監督職員の指示を受けること。

(2)　高さ

標識板の高さは、路面から標識板の下端まで１．８ｍ以上とする。但し、歩道上等に設置する場合で、路上施設を設置するための帯状の部分がなく、かつ十分な歩道などの幅員が確保できない場合は２．５ｍ以上とする。

(3)　標識板の設置方法

ア　標識の取り付け、又は取り外し方法、並びに標識種別等は設計図によるほか、詳細については監督職員の指示するところによる。

イ　本板、補助板及び標識柱等の各部分はもとより、これらの部品の結合点においても風速４０ｍ／ｓ以上の風圧に耐えなくてはならない。

ウ　本板等を所定の柱に所定の方法で取り付けた場合、いかなる場所も人為的外力による曲げ強さは３０ｋｇ以上でなくてはならない。

エ　柱を建植した場合、いずれの柱もその耐引力は５０ｋｇ以上でなくてはならない。

オ　他所管の電柱等を借用する場合は、そこの条件を厳守し、毀損したり障害を与えないこと。